

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく 特定事業主行動計画

美 郷 町

美郷町長、美郷町議会議長及び美郷町教育委員会は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、特定事業主行動計画を定める。

1. 計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

2. 女性職員活躍の推進に向けた体制整備等

組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画の策定・変更、本計画に基づく取り組み・数値目標の状況の点検・評価等について、協議等を行う。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号）第2条に基づき、町長、町議会議長及び町教育委員会において、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行い、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

（1） 管理的役職等の女性職員の割合

平成32年度までに、課長補佐以上の役職に占める女性職員の割合を25%以上又は係長以上の役職に占める女性職員の割合を28%以上とする。

<平成27年度の割合：課長補佐以上 15.4%>

<平成27年度の割合：係長以上 21.6%>

(2) 男性職員の育児等参加

平成32年度までに、制度利用可能な男性職員の配偶者出産休暇又は育児参加休暇の取得率を50%以上とする。

<平成27年の割合：0%>

(3) 年次有給休暇の取得日数

平成32年度までに、年次有給休暇の平均取得日数を12日以上とする。

<平成27年の割合：10.3日>

4. 女性職員の活躍に向けた目標を達成するための取り組み及び実施時期

3で掲げた目標の達成に向け、次に掲げる取り組みを実施する。

(1) 係長以上の役職の女性職員の割合

ア 係長級以上の役職段階における人材確保を念頭にした人材育成を図る。

イ 多様な部署、ポストへの配置を行うものとする。

<平成28年度から>

(2) 男性職員の育児等参加

ア 男性職員が取得できる育児休暇、休業等の趣旨・内容について、周知等を行う。

イ 男性職員の育児等参加のため、休暇を取得しやすい業務の協力体制づくり、雰囲気醸成に努める。

<平成28年度から>

(3) 年次有給休暇の取得日数

ア 夏期、休日連続時期などに休暇を取得しやすい雰囲気づくりのため、呼びかけ等を行う。

イ 各部署、各職員においては、計画的な業務遂行や準備、協力体制づくり等に努める。

<平成28年度から>